

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、主要樹種ごとの1ha当たり育林費と原単位量を明らかにすることにより、林業の経営計画や経営指導及び林木資産の評価に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

2 調査の機構

調査は、農林水産省統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

3 調査の方法

調査林家に調査票（林業日誌）を配付し、調査林家が保有する山林を樹種別及び林齢・齢級別に林地の調査単位として区画設定した「林小班」ごとに、1年間の物財費及び労働投下量を記帳する自計申告による方法と、職員による面接聞き取りによる方法を併用した。

(1) 取りまとめ対象

林家経済調査の調査林家（保有山林面積20ha～500ha規模の林家）の中で、人工林を20ha以上保有している林家について、次の5樹種を取りまとめの対象とした。

すぎ

ひのき（さわらを含む。）

あかまつ・くろまつ（外来ピヌスを含む。）

からまつ

えぞまつ・とどまつ（あかえぞまつを含む。）

(2) 調査期間

調査期間は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの期間である。

なお、本調査は、周期年調査であり、今回は平成3年度に実施した。

(3) 育林費の作成単位

育林費は、年度始めに存在した林小班全部と、年度内に林家の経営山林となった林小班の全部について、樹種別、林齢・齢級別に作成した。

ただし、切捨て伐採や風水害、火災、資産分割などの山林や保安林分、幼齢林の土地付き立木販売については除いた。

また、林齢の計算はその年度に造林したものを林齢1年として計算し、造林のための準備作業も造林された年度に含めて取りまとめた。

(4) 育林費用の算出方法

育林費用の算出は、経営のために投入された物財費、労働費のほか、固定資産の減価償却費、地代・資本利子等の調査年度内投下費用をもって算出した。

ア 労働費

家族労賃については、調査林家の所在する市町村において、通常林業に雇用された場合に受け取る作業別、男女別の1日当たりの標準労賃に労働日数を乗じた額を、また、雇用労賃については、実際に支払った雇用労賃（賄い費及び現物支給を含む。）を林小班ごとに計上した。

イ 労災、雇用保険

雇い主である林家が労災保険及び雇用保険の使用者負担分として支払った保険料を林小班ごとに、雇用者が実際に働いた労働日数で案分し計上した。

ウ 直接材料費

苗木、肥料、薬剤及び諸材料費は、実際に投下した価額を、林小班ごとに計上した。

なお、自給材料費は、原則として市価により評価、計上した。

エ 共通材料費

林業用器具費，林業用機械修繕費，建物維持費，賃借料・料金，請負わせ料金，土地借料及び育林雑支出について，該当した林小班の作業量に応じて配分し計上した。

なお，林業用器具費については，林業用企画管理機器（ファクシミリ，複写機，ワープロ，パソコン等）を含み，育林雑支出については，企画管理費，共有林分担金，負債利子及び物件税公課諸負担（林業支出負担部分）を含む。

オ 減価償却費

建築物，構築物，林業用機械などの林業用固定資産の減価償却費は，該当した林小班の作業量に応じて，配分し計上した。

カ 地代

林業では地代支払いの事例が少なく，類地地代により算定することが困難であるので，林地に賦課された固定資産税額を基に，林小班ごとの相当額を地代として計上した。

キ 資本利子

固定資本利子は，林小班別に割り当てた固定資本合計額に0.045の利率を，流動資本利子（労賃資本を含む。）は，林小班ごとの流動費用合計額の1/2額に0.045の利率を乗じて算出した。

また，林木資本利子は，年度始め育林費用価累積額に下記利率を乗じて算出した。

区 分		す ぎ	ひ の き	あかまつ・ くろまつ	からまつ	えどまつ・ とどまつ
適用利率	4.5 %	30林齢まで	30林齢まで	30林齢まで	25林齢まで	30林齢まで
	3.0 %	31林齢以降	31林齢以降	31林齢以降	26林齢以降	31林齢以降

4 統計の表示方法

全調査林家の育林費の調査結果のうち，人工林の主要樹種について，次のとおり表示した。

なお，この育林費の調査結果は，事例の少ない樹種もあるので，地域別結果値の利用については注意されたい。

(1) 育林費

樹種別，林齢，地域別の1ha当たり年度内育林費を費目別に表示した。

(2) 原単位量

家族・雇用者別，男女別の労働量と物財費のうち，苗木，肥料，薬剤，諸材料について品目別数量と価額を樹種別，林齢，齢級別に表示した。

(3) 地域区分

北 海 道---- 全域

東 北 ・ 北 陸---- 青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島，新潟，富山，石川，福井

北 関 東 ・ 東 山---- 栃木，群馬，埼玉，山梨，長野，岐阜

南 関 東 ・ 東 海 ・ 南 近 畿---- 茨城，千葉，東京，神奈川，静岡，愛知，三重，和歌山，奈良，大阪

北 近 畿 ・ 中 国---- 滋賀，京都，兵庫，鳥取，島根，岡山，広島，山口

四 国 ・ 九 州---- 徳島，香川，愛媛，高知，福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎
鹿児島

5 利用上の注意

- (1) 各表上での数値は四捨五入のため計と内訳が一致しない場合がある。
- (2) 統計表中に使用した記号は、次のとおりである。
 - 「-」は、事実のないもの
 - 「0」は、単位に満たないもの
 - 「△」は、負数又は減少したもの
- (3) 「あかまつ・くろまつ」については、前回調査（平成3年度）に引き続き調査対象林家において、植林が行われなかった。そのため、本来植林等にかかる初期費用が計上されるべきI 齢級等において、苗木代等が出現していないため、利用に当たっては留意されたい。



連絡先：農林水産省 統計情報部 経営統計課 経営動向統計班
電話 (03) 3502-8111 内線 3221
直通 (03) 3502-0954